

銚子市第四保育所

1. 事業の目的

銚子市第四保育所は、以下の運営方針に基づき児童の保育と子育て支援を行うこと を目的とします。

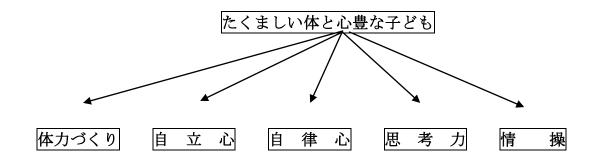
2. 銚子市の保育理念

保育にあっては、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の利益のために、保 護者や地域社会、関係機関と連携を図り、児童福祉を積極的に増進するとともに地域 における家庭支援を行なう。

3. 運営の方針

- ① 家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所におけ る環境を通して養護及び教育を一体的に行い、個性を尊重した保育を行う。
 - ・子どもの心を大切にする保育
 - ・子どもの視点に立った保育
 - ・子どもの持てる可能性を子ども自身の力で開花させていく保育
- ② 家庭や地域の様々な社会資源や関係機関との連携を図りながら、入所する子ども の保護者等に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。

4、 銚子市保育目標



- ・健康で丈夫な からだづくり
- 自分でする
- ・ 思っているこ とをはっきり 相手に伝える
- 自分のことは ・善悪を判断す
- よく見る る力を育む
 - ・よく聞く やりの心を育 よく考える てる



やさしい思い

年齢別保育目標

0歳児	温かい雰囲気の中で個々の生活リズムを整え、気持ちよく毎日を過
.,,,,	ごす。
1 歳児	安心できる保育者との関係のもとで、自分の気持ちを素直に表し自
1 成为6	立への欲求を満たしていく。
2歳児	保育者に見守られながら生活の中での体験を共感しあい、
∠ 尿火ゲ亡	友だちとの関わりを楽しむ。
3 歳児	保育者や友だちと遊ぶ中で、自分のしたいことや
3 成ゾ亡	言いたいことを言葉や行動で表現する。
4 歳児	保育者や友だちと遊びながら相手の気持ちを理解し、自分の思いを
4 成ゾ	伝えられるようにする。
	生活や遊びの中で一つの目標に向かい力を合わせ活動し、
5歳児	達成感や充実感をみんなで味わう。

5. 施設運営主体

事業者の名称	銚子市
代表者氏名	銚子市長
事業者の所在地	銚子市若宮町1番地の1
電話番号	0 4 7 9 - 2 4 - 8 1 8 1

6. 銚子市第四保育所の概要

施	設	0)	種	類	保育所
施	設	の	名	称	銚子市第四保育所
所		在		地	銚子市唐子町8-13
電	話		番	号	0 4 7 9 - 2 2 - 2 1 0 7
施	設	長	氏	名	所 長 宮内 洋子
定		員			120名
職員	<u>への</u> れ	研修 0	つ実施	状況	所内研修 外部研修
認	可	年	月	日	昭和46年4月1日

7. 各室面積

保育室	4	2 1 6. 1 5 m ²	調理室	1	3 4. 1 4 m²
乳児室・ほふく室	2	96.00 m²	事務室(医務室)	1	23.28 m²
遊戲室	1	1 2 7. 0 0 m²	便所	6	5 1.84 m²
調乳室	1	6.45 m²	その他		281.15 m²

8. 職員数

所	長	総括	保育士	事 務 職	調理員	計	嘱託医
	1人	1人	24人	1人	3人	30人	(2人)

9. 保育所の目的と役割

当保育所は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設であり、また児童福祉法に基づく児童福祉施設です。法の定めるところにより、保育を必要とするすべての児童の保育施設です。保育所は、すべての子ども達が健やかに成長していくために『子どもの育ちと子育てを支援すること』を目的としています。また、入所した児童の心身の健全な発達を図るとことを役割としています。

保育内容についても、乳児・障がい児の受け入れ、時間外保育の実施など、社会情勢と地域のニーズに合わせた保育環境の整備に努めています。

また、地域に開かれた保育所を目指し、子育て支援の一環として、在宅にいる親子が在所児と一緒に遊んだり、保護者の相談に対応する「所庭開放」などの充実を図っていきます。

10. 保育を提供する日

開	所	日	月曜日から土曜日
目目	明式叶	間	月曜日から金曜日:午前7時30分から午後6時30分
開	川村		土曜日:午前7時30分から午後12時30分
<i>I</i> +-		折 日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日
休	ולו		その他市長が必要と認める日

11. 保育を提供する時間(開所時間)

保育を提供する時間は、次のとおりとします。



保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
保育短時間認定	江巨伊玄吐胆》	午前7時30分から午前8時30分
	延長保育時間※	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分

※延長保育を利用する場合は通常の保育料のほかに、市が別に定めた延長保育料が必要となります。延長料金は保育所に現金で納付して頂きます。

デイリープログラム

時間	0・1・2歳児	時間	3・4・5歳児
7:30	早朝保育	7:30	早朝保育
8:30	登所 健康チェック 自由遊び 排泄	8:30	登所 健康チェック 自由遊び 排泄
9:50	おやつ	10:00	水分補給(麦茶) 年齢別・クラス別保育
10:10	年齢別・クラス別保育 戸外遊び・散歩		平断別・クノへ別保育 戸外遊び・散歩
11:10	排泄・給食準備 給食(年齢によって前後します)	11:30	排泄・給食準備 給食(年齢によって前後します)
12:10	排泄・お昼寝準備	12:30	排泄・お昼寝準備
13:00	お昼寝	13:00	お昼寝
15:00	お昼寝終了排泄おやつ	15:00	お昼寝終了 排泄 おやつ
16:00	自由遊び 順次降所	16:00	自由遊び順次降所
16:30	時間外保育	16:30	時間外保育
18:30	時間外保育終了	18:30	時間外保育終了

主な年間行事予定

(変更する場合はコドモンやクラス掲示でお知らせします)

月別	行 事 内 容
毎月	・交通安全指導 ・避難訓練 ・誕生会 ・身長体重計測 ・育児相談と所庭開放 ・HP掲載
4 月	・入所式(2日)・保育会役員選出
5 月	・定期健康診断「内科」(15日)・春の遠足「5歳児」(22日) ・保育会総会 役員会 (23日)
6 月	・定期健康診断「歯科」(5日)・カレーライスパーティー (7日) ・からだのげんき「4歳児・5歳児」(13日) ・よい子の歯みがき教室「4歳児・5歳児」・交通安全教室 (12日)
7 月	・七夕 (5日)・夏まつり(11日)
8 月	・プール開き(1日)
9 月	・お迎え避難訓練(6日)・保育会役員会(27日)
10月	・運動会 (5日)・おにぎりパーティー (17日)・交通安全教室 (23日) ・ハロウィンパーティー (31日)
11月	・定期健康診断「内科」(13日)・所外保育(14日) ・年長児バス遠足「5歳児」・公開避難訓練(19日)・合同避難訓練
12月	・発表会「4・5歳児」(19日)・クリスマス会(23日)
1 月	・発表会「1・2・3歳児」(30日)・よい子の栄養教室「4歳児・5歳児」
2 月	・豆まき会「節分」(3日)・お楽しみ会(13日)・終了児写真撮影(19日)・交通安全教室(26日)
3 月	・ひなまつり会 (3日)・お別れ会 (6日) ・保育終了お別れの式 (28日)



12. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法について 自園調理



② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、土曜日を除き、毎日食事の提供を行います。 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。 献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。 児童の年齢に応じ、次の時間帯に食事の提供を行います。

	午前おやつ	昼 食	午後おやつ
0~2歳児	9時50分頃	11時30分頃	15 時 10 頃
3~5歳児		12時頃	15 時 30 分頃

③ アレルギー食・その他の対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談をしてください。**その際には医師による診断書の提出が必要です。**

除去食や代替食については、個別の相談や対応にも応じております。ただし、対応 できない場合もあります。

④ その他衛生管理等

調理従事者に対する日々の管理、検便検査によるサルモネラ、O157等の検査を毎月行っています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し徹底しています。

13. 保育料その他

保	育	料	銚子市が定める保育料(市外の方は居住する市町村が定める保育料)			
延長保育料 午前・午後の1回利用につき各100円(保育短時間認定)						
給	食	費	3歳以上児:主食費500円/月・副食費6,000円/月			
	及	貝	※令和6年度は、特例措置により主食費、副食費ともに保護者負担はありません。			
絵	本	:代	5歳児 470円 4歳児 490円 3歳児 440円			
松	平		2歳児 420円 1歳児 410円			
保育活動費 遠足等行事に係る費用(利用者実費負担)						
保	育	会	保育会費500円/月 集金袋 徴収(全児童)			
木	月		行事費等500円/月 集金袋 徴収(3歳以上児)			

14. 嘱託医



当保育所の嘱託医は次のとおりです。

① 内科

医	療機関の	名 称	力武医院
医	師	名	力武 安津子
所	在	地	銚子市新生町1-45-22
電		話	0 4 7 9 - 2 3 - 0 5 2 0

② 歯 科

医	療機関の	名 称	鈴木歯科医院
医	師	名	鈴木 猛志
所	在	地	銚子市春日町338
電		話	0 4 7 9 - 2 2 - 9 2 5 1

15. 非常災害時の対策

非	常時	の対	応	別途に定める、消防計画書により対応します。						
避	難	訓	練	火災・地震・風水害・不審者等を想定した避難訓練を 月1回から2回実施しています。						
防	災	設	備	自動火災報知機	非常警報装置	誘導灯	消火器ほか			
避	難	場	所	銚子市松本町公園						

16. 緊急時における対応

- ① 保育・教育の提供中に児童の健康状態が急変したり、その他緊急事態が生じた ときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡いたします。
- ② 保護者と連絡が取れず、緊急な治療が必要と判断した時は、保育所から直接医療機関を受診することがあります。保護者にはその後の対応をお知らせします。
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入しています。 保育所内で発生した不慮の事故、登降所中定められた経路を通過中に 起きた事故に対して支払った医療費を助成する制度で、全員が加入します。 ただし、乳幼児医療助成制度などが優先して適用される場合もあります。



17. 薬について

- ① 薬の服用は原則として取り扱いませんが、保育時間内(給食前後)に服用が必要な 方は「薬1回分」と「薬の連絡票」を提出してください。
- ② 「薬の連絡票」は、薬1回服用につき1枚提出してください。
- ③ 連続して7日以上服用する場合は「与薬カード」を発行しますので記入してください。
- ④ 薬と「薬の連絡票」は、必ず保育士に預けてください。



18. 保育所と家庭の連絡について

- ① 保育所からの連絡は、毎月の行事や献立表などをコドモンで配信いたします。 その他の連絡は「おたよりばさみ」にて配付いたしますので お子さんが帰宅しましたらご確認ください。
- ③ お子さんのことや日常の子育てについて、疑問・悩みなどがありましたら気軽に 担任または所長にご相談してください。
- ④ 住所または連絡先の電話番号等を変更した場合は、速やかに担任へお知らせください。
- ⑤ 緊急の場合を除き、保育時間中の担任の呼び出し電話はご遠慮ください。

19. 当保育所におけるその他の留意事項

当保育所では、保育会があり活動を行っています。 役員会は年2回程度開催します。

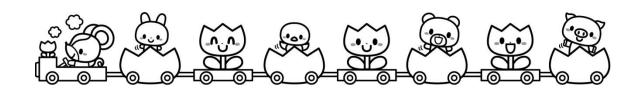




令和6年度クラス別児童在籍数 (4月1日現在)

銚子市第四保育所

年齢	クラス名	新 入 児			継続児			A =1
		男	女	計	男	女	計	合 計
5歳	ぞう	0	0	0	1 3	13	2 6	2 6
4歳	きりん	0	0	0	1 0	1 2	2 2	2 2
3歳	ぱんだ	1	1	2	5	1 1	1 6	1 8
2歳	りす	1	1	2	2	1 1	1 3	1 5
1歳	うさぎ	5	4	9	2	4	6	1 5
0歳	ひよこ	4	1	5	0	0	0	5
	合 計	11	7	18	3 2	5 1	8 3	1 0 1



施設案内

1 階

